税務課から お知らせ

冢屋を新築された人へ 家屋の評価について

は約四十分程度です。 学でのため、建物の間取りや内定のため、建物の間取りや内定のため、建物の間取りや内定のため、建物の間取りや内にのため、建物の間取りや内にのため、建物の間取りや内にのよいでは、 象となることから、場合、固定資産税等 家屋調査のお願い なお、 家屋を新築または増 調査の際、 市では、市では、対 建築確認

保険給付課 国民健康保険係 **223-6051**

国民健康保険

らのお知らせ

※1 国保加入者の基礎控除後の所得合計額が600万円以上の世帯。 ※2 医療費が、上位所得者500,000円、一般267,000円を超えた 分の1%を追加負担

過去1年以内に

3回目まで

150.000円 + 1^{※2}

80. 100円 + 1^{※2}

35,400円

負担限度額表1

高額療養費の該当回数

過去1年以内に

4回目から

83.400円

44. 400円

24,600円

一般]に該当する人で…

上位所得者

低所得者

(住民税非課税)

般

医 部 負 担 30万円 (3割)

自己負担限度額 80, 100円+1%

3月診療までは…			
	大崎市 国保負担 700, 000円	高額療養費 (後日、大崎市国保から支給) 212,570円	自己負担限度額 80, 100円+7, 330円
		一部負担 (医療機関窓口で支払う額) 300,000円	
4月診療から 限度額適用認定証を			

療 100万円 (10割) 費

提示した場合は…

大崎市 高額療養費 国保負担 (大崎市国保負担) 700,000円 212,570円

…の場合

軽減されます七十歳未満の人の で一部負 これまでは、 担

認定証」の提示が必要となりで、その適用を受けるには、す。その適用を受けるには、す。その適用を受けるには、す。その適用を受けるには、 ます 日が、 が、四月一日から入院時の窓療養費が支給されてきました 康保険税の滞納がある場合てください。ただし、国民健 その後の申請によって、高額 認められ ので、 事前に交付申請し (三割)を支払 ない 医療機関窓口 場合もな ij

書の

でない。 出産費用が三十五万の場合は、三十五万円を超えの場合は、三十五万円を超えの場合は、三十五万円と超えの場合は、三十五万円以上

各総合支所式 日本請窓口 四 持参物 所市民税務課保険給付課または

額は、後日、世帯主の口産費用と三十五万円まで

のお支払いはありません。円未満の場合は、医療機関

後日、世帯主の口座へと三十五万円までの差払いはありません。出払いはありません。出いはの場合は、医療機関への場合は、医療機関への場合は、医療機関へ

ださい

に代わり、出京 日から、大崎東 日から、大崎東 軽減されます出産費用の窓口負担が されてい 出産した後に世帯 大崎市国保が世帯主万円)は、本年四月一 た出産育児 一時金

持参物

国民健康保

ださい

保険給付課までご相談く

者証、

印鑑、

母子健康手

· 康手帳 條 候 候 候 候

自己負担限度額 (医療機関窓口で支払う額) 80, 100円+7, 330円 る降も

ります。 度額適用認定証」 の提出は不要ですが、「限人は、これまでの貸付申請も引き続き入院が見込まれ利用している人で、四月以和お、高額療養費貸付制度 が必要とな

印鑑 国民健康保険被保険

振り込みます。

●申請方法

者

医療機関へ振り込みます。 出産費用として、

●制度を利用する際のご注意 制度を利用する際のご注意 出産する人が、国保に加入 してから六か月以内の出産の 場合、以前加入していた社会 保険などから出産育児一時金 を受け取れる場合があります ので、社会保険などへ確認し てください。出産する人の国 てください。出産する人の国

葬祭費が 五万円に になりま

付課までご相談く

、ださ

格証明書』

の場合は、

保

険給

平成十九年四月一日から、 本祭費が、八万円から五万円 が亡くなった際に支給される が高国保に加入していた人

届け出をしてくださ 家屋を取り壊したときは、場合もあります。 場所によって把握できな 取り壊しは期間も短

に比べ、

> 4

国定資産税の減額 について 住宅の バ リアフ

額されます。(百平方メートルの間に、バリアフリー改修がの間に、バリアフリー改修がの間に、バリアフリー改修がの間に、バリアフリー改修がの間に、バリアフリー改修がの間に、バリアフリー改修がの間に、バリアフリー 額されます。(百平 相当分まで) 平成十 九年四月 日から平

住宅の要件 減額対象となる

に建築した家屋から平成二十年

年一

月

日まで

■対象 平成二十年がら平成二十年

九年

申請書一式または家屋の平面

見積書などがある場合は

次の ずれかの 人が居住す

建物を取り壊した際の

税務課で

担当者が現地確認調課では、家屋を取り壊取り壊した際のお願い

2

滅失家屋につ

11

て

○ 次の○ 次の○ でを受けている人○ でを受けている人○ でを受けている人

把握に努めていますが、

建築

航空写真での前年比較など、査を行っています。見回りな

見回りや

ます 減額対象となる 住宅の要件

①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和②階段の勾配の緩和⑤床の段差の解消⑥床の段差の解消⑥床の段差の解消 以上のもの 担額が三十万円

手続き

※工事内容を示す書類は、 どによる証明で代替も可能築士、登録性能評価機関な

に伴う固定資産税 の減額につい 住宅の「耐震改修」 て

でする。 資産税が二分の一に減額され の一定期間、対象家屋の固定 の要件を満たす場合、改修後 既存住宅を耐震改修し、次

までに耐震改修が完了し、

ださい。
「日以内に税務課に申請してく」のでは、
の修後三から、
の修後三から、
の修後三から、
のは、
の関 建

成二十七年十二月三十一日②平成十八年一月一日から平に建築された住宅 添付人

減額の

家屋全体に係る固定資産税のでとし、改修の対象となった百二十平方メートル相当分ま減額の範囲は、一戸当たり 手続き 二分の 一が減額されます

期間

四月二日側~五月

縦覧帳簿の縦覧 土地•家屋価格等

三十一日休

(土・日・祝

ります。 税務課に申告を行う必要があ た工事であることの証明書を 減額措置 現行の耐震基準に適合し 改修後三か月以内に を受けるために

客 土地価格等縦覧帳いる納税者

対象

土地・家屋を持つ

日は除く)午前八時三十

~午後五時十五分

※証明書の発行主体は、 住宅課、 検査機関などです 建築士、 指定確認

縦覧帳簿

構造、 (所在、

床面積、

地積、 簿 内容

価格)

家屋価格等

家屋番

(所在、

地番、

地目

工事であることが証明され ③現行の耐震基準に適用した 改修費用が三十万円以上 工事であること 0

古

定資

産課

期間 たものであること

が完了 減額される期間は、 工事完了の時期にお した年の翌年 (基準 年度を 日は、

閲

縦覧

お

4

台帳

な

工事完了日となり、次のとおりです。 い 度修工

改修期間 減額期間 平成18~21年 3 年度分 2年度分 1 年 度 分

て、価格が適正かどうかる価格との比較を通じ

1

を確認することができま

各総合支所市民税

税務課(本庁舎二

産以外の土地や家屋に係人が所有している固定資

持っている納税者は、

土地または家屋

本を

覧および閲覧が始まりま固定資産課税台帳の縦

平成22~24年 平成25~27年

持参物 証などの公的なもので本(前年度分でも可)、免許 通知書または課税明細書 固定資産税納入

※代理人の場合は、 固定資産 人が確認できるもの 者からの委任状を持参。 の委任状、 法人は代 白筆 表

税台帳の 閲覧

主

契約して 対象 却資産を持っている人② 分~午後五時十五分 日は除く) 期間 通年 ①土地や家屋、 借家人など有償 午前八 八時三十祝 償

ます。医療機関が市外の場合産する医療機関で申請ができ予定日の一か月前から、出

場合出

人が確認できるもの ▼ 証などの公的なもので本 (前年度分でも可)、免許 ***物 ▼資産を持って** 記している人

 \mathcal{O} で 本 で本人が確認できるも免許証などの公的なもの 有償契約をしている人 契約書

税務課土地係 **23-2162** 各総合支所市民税務課

19 広報 ままてき 2007-4

広報 おおてき 2007-4 18